

# 第2節

## 確固たる安全、安心の実現に向けた基礎的防災力の強化

### 1. 巨大災害対策

#### (1) 防災体制の構築

##### (首都直下地震対策特別措置法に基づく取組状況)

「首都直下地震対策特別措置法」（平成25年法律第88号）に基づき、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月）及び「首都直下地震緊急対策推進基本計画<sup>1)</sup>（以下「基本計画」という。）」（平成27年3月）が閣議決定された（図表2-1）。基本計画には、定量的な減災目標として、平成27(2015)年度から今後10年間で、想定される最大の死者数を約2万3千人から概ね半減、想定される最大の建築全壊・焼失棟数を約61万棟から概ね半減させることが掲げられている。

この基本計画に基づき、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下「具体計画」という。）」（平成28年3月）が中央防災会議幹事会で決定された（図表2-2）。具体計画には、人命救助に重要な72時間を意識したタイムラインと目標行動の設定等が示されており、訓練等を通じて内容を評価し、定期的に改善することで、実効性を高めている。

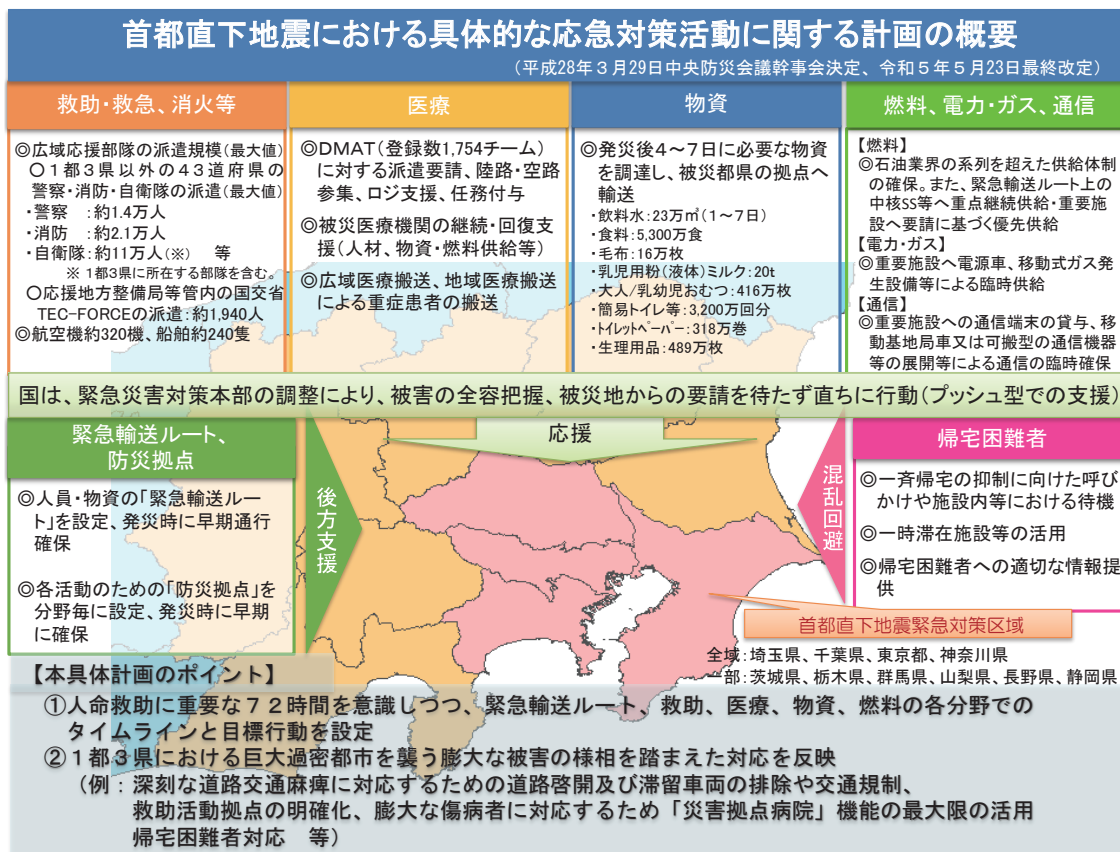
図表2-1 首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要	
<p><b>1. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項</b></p> <p>○ <b>首都中核機能の継続性の確保は必要不可欠</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>首都中核機能の障害は災害応急対策に大きな支障を及ぼすおそれ</li> <li>加えて、我が国全体の国民生活や経済活動にも支障が生じるおそれ</li> </ul> <p>○ <b>予防対策・応急対策で被害を大きく減少させることが可能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震化率100%で全壊棟数・死者数が約9割減、感震ブレイカー等の設置や初期消火成功率の向上等で焼失棟数・死者数が9割以上減</li> </ul> <p style="text-align: right;">➔ 予防対策・応急対策の計画的・戦略的実施</p>	
<p><b>2. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針</b></p> <p>(1) <b>首都中核機能の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>首都中核機能の<b>支障継続体制の構築</b></li> <li>首都中核機能を支える<b>ライフライン</b>及び<b>インフラ</b>の維持</li> </ul> <p>(2) <b>多大な人的・物的被害への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる対策の大前提としての<b>耐震化</b>と<b>火災対策</b>、深刻な<b>道路交通麻痺対策</b>等、膨大な数の<b>避難者・帰宅困難者</b>等</li> </ul> <p>(3) <b>地方公共団体への支援等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国は、調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言等を実施</li> </ul> <p>(4) <b>社会全体での首都直下地震対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「社会のあらゆる階層員が連携した」自助「共助」「公助」による被害の軽減に向けた備え</li> </ul> <p>(5) <b>2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人観光客の<b>避難誘導対策</b>など安心して大会に参加・観戦できるよう取組強化</li> </ul>	
<p><b>3. 首都直下地震が発生した場合における首都中核機能の維持に関する事項</b></p> <p>(1) <b>首都中核機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>首都中核機能及び首都中核機関 ～ 政治中核：国会、行政中核：中央省庁・都庁、駐日外国公館等、経済中核：中央銀行・企業本社等</li> <li>首都中核機能の機能目標 ～ 震災直後においても最低限果たすべき機能目標を設定</li> <li>政府全体としての業務継続体制の構築：非常時優先業務の実施に<b>必要な執行体制</b>、<b>執務環境の確保</b>について<b>緊急対策実施計画</b>に定める。</li> <li><b>空襲及び経済機能</b>の継続性の確保、<b>企業本社等における事業継続</b>への備え</li> </ul> <p>(2) <b>首都中核機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中核機能の一時的な代替に関する基本的な事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府の代替拠点の検討、代替庁舎の確保等</li> </ul> <p>(3) <b>ライフライン及びインフラの維持に係る施策に関する基本的な事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン及び情報通信インフラの機能目標</li> <li>施設の<b>耐震化・多重化</b>や<b>早期復旧体制</b>の整備等</li> </ul> <p>(4) <b>緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通インフラの機能目標</li> <li>施設の<b>耐震化</b>や<b>早期の道路閉鎖・復旧体制</b>の整備等</li> </ul> <p>(5) <b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各主体が業務継続計画を作成・見直し</li> </ul>	<p><b>4. 5. 6. 法に基づく各種計画に係る事項</b></p> <p><b>4. 首都中核機能維持施設整備等指定地区の指定及び施設整備等計画の認定に関する基本的な事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>首都中核機能維持施設整備等指定地区指定の考え方（首都中核機能の集積状況等を勘案）<b>激震圏参加</b></li> <li>地方公共団体が作成する施設整備等計画の認定基準</li> </ul> <p><b>5. 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都県知事が作成する地方緊急対策実施計画に記載すべき地震防災対策、災害応急対策、災害復旧への備え、住民の協働等の対策等</li> </ul> <p><b>6. 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体が作成する特定緊急対策事業推進計画の認定基準</li> </ul>
<p><b>7. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置</b></p> <p>(1) <b>首都中核機能の継続性の確保</b> → 3. 参照</p> <p>(2) <b>多大な人的・物的被害への対応</b></p> <p>① <b>計画的かつ早急な予防対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物、施設の<b>耐震化</b>の推進等</li> <li><b>出火防止対策</b>、発災時の速やかな<b>初期消火</b>、延焼被害の抑制対策等</li> <li><b>ライフライン</b>等の耐震化、発災時の速やかな機能回復</li> <li><b>物資の供給対策</b></li> <li><b>交通インフラ</b>、<b>河川・海岸埋込</b>等の耐震化、発災時の速やかな機能回復</li> <li>その他（集客施設・原子力事業所・石油コンビナート等）地区の安全確保等</li> </ul> <p>② <b>津波対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防波堤等の整備</li> <li>船舶等の避難誘導</li> </ul> <p>③ <b>円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>災害応急体制</b>の整備</li> <li><b>道路閉鎖と道路交通渋滞対策</b></li> <li><b>市街地火災への対応</b></li> <li>膨大な数の<b>避難者・帰宅困難者</b>等の対応</li> <li>物資の絶対的な不足に対応した<b>物資輸送機能</b>の確保</li> <li>的確な<b>情報収集・発信</b></li> <li>多様な発生態様への対応</li> </ul> <p>④ <b>各個人の防災対策の啓発活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>適切な避難行動、車両の利用抑制、備蓄等</b></li> </ul> <p>⑤ <b>企業活動等の回復・維持</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>事業継続計画</b>の作成、地域貢献等</li> </ul> <p>(3) <b>2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の<b>耐震化</b>、外国人<b>観光客の避難誘導</b>等</li> </ul> <p>(4) <b>長周期地震動対策（中長期的対応）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高層建築物等への影響等の専門的検討</li> </ul>	
<p><b>8. その他</b></p> <p>(1) <b>計画の効果的な推進</b> 別途地震防災戦略・応急対策の具体計画を作成</p> <p>(2) <b>災害対策基本法に規定する防災計画との関係</b></p>	

注：詳細は首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要  
[https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/pdf/syuto\\_keikaku\\_gaiyou.pdf](https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/pdf/syuto_keikaku_gaiyou.pdf)  
[https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/pdf/syuto\\_keikaku\\_henkou.pdf](https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/pdf/syuto_keikaku_henkou.pdf)  
 資料：内閣府提供

1) 詳細は内閣府HP <https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/index.html>

図表2-2 首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要



注 : 詳細は首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要  
[https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/pdf/syuto\\_oukyu\\_gaiyou.pdf](https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/pdf/syuto_oukyu_gaiyou.pdf)  
 資料: 内閣府提供

## (国土交通省 防災・減災対策本部における取組状況)

国土交通省は、あらゆる自然災害に対し、国土交通省として総力を挙げて防災・減災に取り組むべく、令和2(2020)年1月に「南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策本部」と「水災害に関する防災・減災対策本部」を発展的に統合し、「国土交通省 防災・減災対策本部」を設置した。令和4(2022)年6月にとりまとめられた「令和4年度 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」では、前年度の災害対応で明らかになった課題等を踏まえ、「再度災害の防止」及び「初動対応の迅速化・適正化」が強化すべきテーマとして設定され、昼夜・天候を問わない早期の被災状況の把握など、対策の充実・強化が図られている。

### (2) 防災拠点に関する取組状況

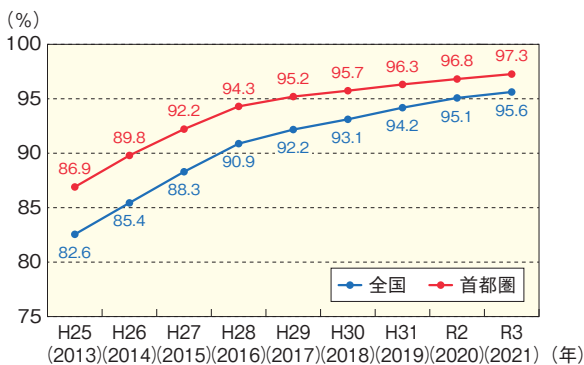
首都直下地震等の大規模地震に備え、地方公共団体の防災拠点となる公共施設等の耐震化率は着実に増加しており、令和3(2021)年10月時点で首都圏では97.3%と、全国に比べて高い水準で推移している(図表2-3)。災害対策本部が設置される地方公共団体の庁舎における非常用電源については、令和4(2022)年6月時点で、首都圏の全ての都県及び約96%の市区町村で設置されているものの、72時間以上稼働可能な非常用電源<sup>2)</sup>が設置されているのは、首都圏の全

2) 「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(平成28年2月)(内閣府)では、「72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」とされている。

ての都県及び約55%の市区町村となっている（図表2-4）。

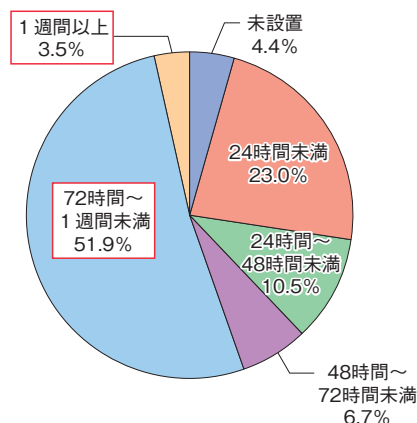
また、広域的な防災活動の核となる基幹的広域防災拠点として、東扇島地区が平成20(2008)年4月に、有明の丘地区が平成22(2010)年7月に供用を開始し、国土交通省や内閣府等により、運用体制の強化が進められている。令和4(2022)年11月には、首都直下地震発生を想定し、船舶による帰宅困難者輸送や緊急確保航路啓開などの防災訓練（15機関・団体が参加）が行われた。

**図表2-3** 防災拠点となる公共施設等の耐震化率の推移



注：平成25(2013)～平成31(2019)年は各年3月31日時点、令和2(2020)～令和3(2021)年は各年10月1日時点  
資料：「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」（消防庁）を基に国土交通省国土政策局作成

**図表2-4** 非常用電源の整備状況と稼働可能時間



注：令和4(2022)年6月1日時点  
資料：「地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果」（消防庁）を基に国土交通省国土政策局作成

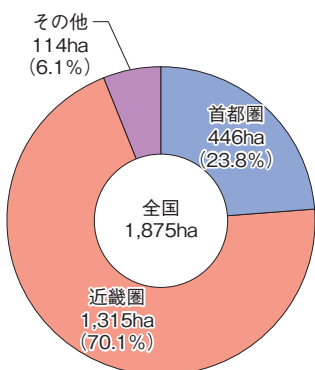
### (3) 密集市街地の現状及び整備状況

老朽化した木造住宅が密集し、細街路が多く公園等のオープンスペースの少ない密集市街地では、防災上多くの課題を抱えており、早急な整備改善が課題になっている。

密集市街地については、令和3(2021)年3月に閣議決定された「住生活基本計画(全国計画)」において、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を令和12(2030)年度までに概ね解消することとしている。首都圏では、同密集市街地が令和4(2022)年度末時点で446ha(前年度より20ha減)となっており、都県別に見ると、東京都と神奈川県が首都圏の9割近くを占めている（図表2-5、図表2-6）。

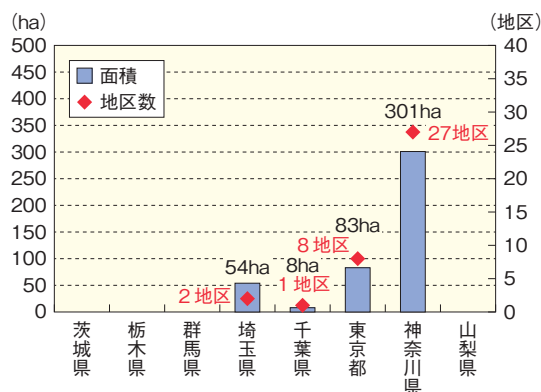
また、東京都は令和4(2022)年12月に策定した「TOKYO強靱化プロジェクト」において、木造住宅密集地域の不燃化や建築物の耐震化、無電柱化等の地震対策を示している。これらに加え、住宅市街地総合整備事業、都市防災総合推進事業等により、老朽建築物等の除却・建替え、道路・公園等の防災上重要な公共施設の整備等が行われており、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等の令和4(2022)年度の実施地区については、首都圏では東京都が約8割を占めている（図表2-7）。

図表2-5 全国における「地震時等に著しく危険な密集市街地」の状況



注：令和4(2022)年度末時点  
資料：国土交通省

図表2-6 都県別の「地震時等に著しく危険な密集市街地」の状況



注：令和4(2022)年度末時点  
資料：国土交通省

図表2-7 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等の実施状況

地域	地区数
首都圏	86地区
東京都	68地区
近隣3県	14地区
周辺4県	4地区
全国	139地区

注1：密集市街地総合防災事業を含む。  
注2：令和4(2022)年度実績  
資料：国土交通省

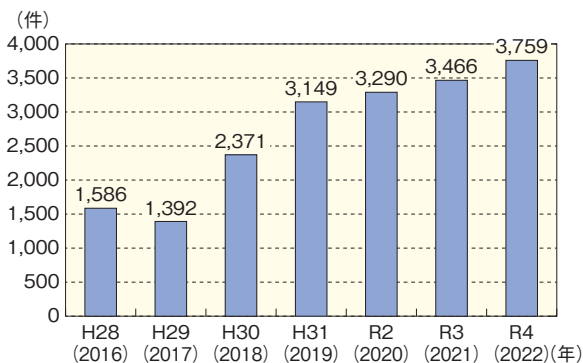
#### (4) 避難行動支援に関する取組状況

災害による被害を軽減するためには、発災時に適切に避難行動をとることが重要であり、平時より住民の避難に対する意識を醸成するとともに、多くの避難者を支援する環境を確保しておく必要がある。避難所の確保や物資支援などについて、民間機関との応援協定の締結が進められており、平成28(2016)年から令和4(2022)年で、首都圏の都県と応援協定を結ぶ民間機関等の数は、2倍以上に増加している(図表2-8)。

内閣府の被害想定によれば、首都直下地震では1都4県(東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県)で約800万人の帰宅困難者が見込まれている<sup>3)</sup>。

特に、大都市のターミナル駅周辺を中心に指定されている「都市再生緊急整備地域」は、業務機能、商業機能等が集積し、地震等の大規模災害が発生した場合、大量の帰宅困難者が発生するリスクがある。そのため、都市再生特別措置法に基づき、滞在者等の安全確保のための「都市再生安全確保計画」の作成が進められており、首都圏では令和4(2022)年3月末時点で、16件策定されている。帰宅困難者対策として一時滞在施設の確保も進められており、民間事業者

図表2-8 応援協定を結ぶ民間機関等の数



注：各年4月1日時点での状況  
資料：「地方防災行政の現況」(消防庁)を基に国土交通省国土政策局作成

3) 「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」(平成25年12月)(内閣府)



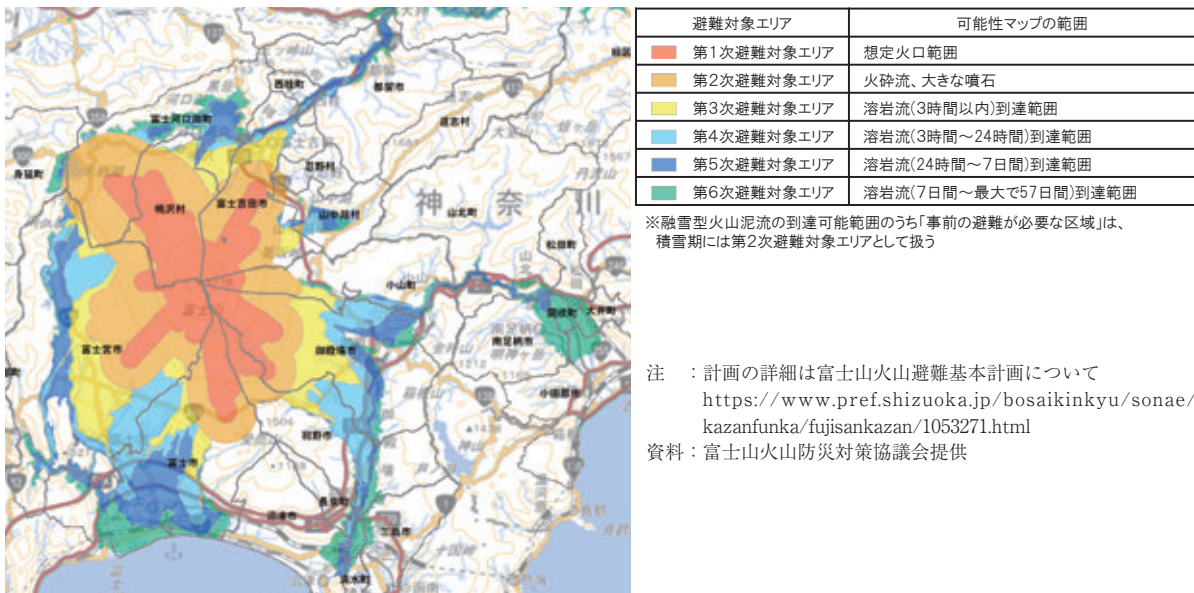
等の協力により、東京都では令和5(2023)年1月時点で約45万人分が確保されている。

また、令和3(2021)年10月に発生した千葉県北西部を震源とするマグニチュード5.9の地震は、発災時刻が深夜に近かったこともあり、帰宅困難者等対策の在り方を再検討する契機となった。同年11月に設置された「首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会」において、令和4(2022)年8月に、3日間の一斉帰宅抑制の基本原則を維持した上で、近年の社会状況の変化等を踏まえた対策の実効性確保の観点から、帰宅困難者等対策に関する今後の対応方針がとりまとめられた。具体的には、一斉帰宅抑制等の認知度の向上やデジタル技術の活用等による適切な行動の促進、一部鉄道が運行再開する場合の鉄道帰宅者への支援について、対策の具体化を図っていくとされている。

### (5) 火山災害からの避難対策

現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は見られていないが、大規模な噴火が発生した場合、降灰による影響は神奈川県や東京都を含む東京圏まで拡大する可能性があるとしてされている。令和3(2021)年3月に富士山ハザードマップが改定され、従前と比較して「より短時間で」「より遠くまで」噴火現象の影響が及ぶことが判明し、これに伴い富士山の火山災害警戒地域も拡大され、3県(神奈川県、山梨県、静岡県)27市町村となった。国、3県及び周辺市町村等により構成される富士山火山防災対策協議会は、新たな被害想定に対応するため、令和5(2023)年3月に「富士山火山避難基本計画」を公表した(図表2-9)。

図表2-9 富士山火山避難基本計画うち避難対象エリアの区分の見直し



## 2. 治山・治水事業等による水害対策等

### (1) 治山事業

首都圏における令和3(2021)年の山地災害の発生状況は、45箇所となった(図表2-10)。被災した治山施設や山林の復旧が図られるとともに、国土の保全、水源の涵養等の森林が有する公益的機能の確保が特に必要な保安林等において、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備などを行う治山事業が進められている。

図表2-10 山地災害発生状況（令和3（2021）年）

	合計		林地荒廃		治山施設	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
茨城県	1	75	1	75	0	0
栃木県	5	97	3	53	2	45
群馬県	5	364	5	364	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0
千葉県	16	157	14	118	2	39
東京都	1	45	1	45	0	0
神奈川県	16	670	10	452	6	218
山梨県	1	50	1	50	0	0
合計	45	1,459	35	1,157	10	302

注：被害額の合計が一致しないのは、四捨五入の関係による。

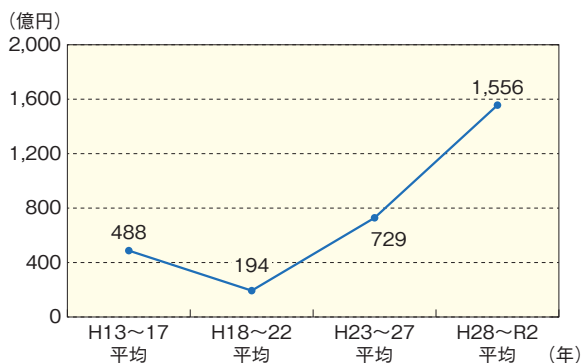
資料：「森林・林業統計要覧」（林野庁）を基に国土交通省国土政策局作成

## (2) 治水事業

### (水害被害への対応)

首都圏は、人口や資産が高密度に集中しているため、洪水氾濫に対する潜在的な危険性が極めて高い。水害被害額は、平成28(2016)年から令和2(2020)年までの5年間の平均値がそれまでの期間と比較して大きく増加し、水害密度<sup>4)</sup>に関しては、全国の約2倍となっている（図表2-11、図表2-12）。

図表2-11 水害被害の推移

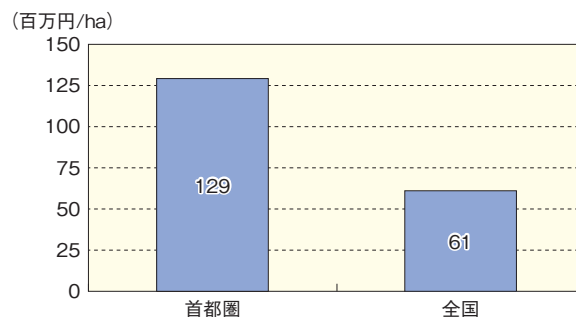


注1：首都圏の都県を対象に集計

注2：経年比較のため水害被害額は、水害被害額デフレーター（平成27年=1.00）を用いて算出した。

資料：「水害統計」（国土交通省）を基に国土交通省国土政策局作成

図表2-12 水害密度の比較（平成28(2016)年～令和2(2020)年平均）



注：経年比較のため水害密度の算出に当たり、一般資産被害額（営業停止損失分を含む）は、水害被害額デフレーター（平成27年=1.00）を用いて算出した。

資料：「水害統計」（国土交通省）を基に国土交通省国土政策局作成

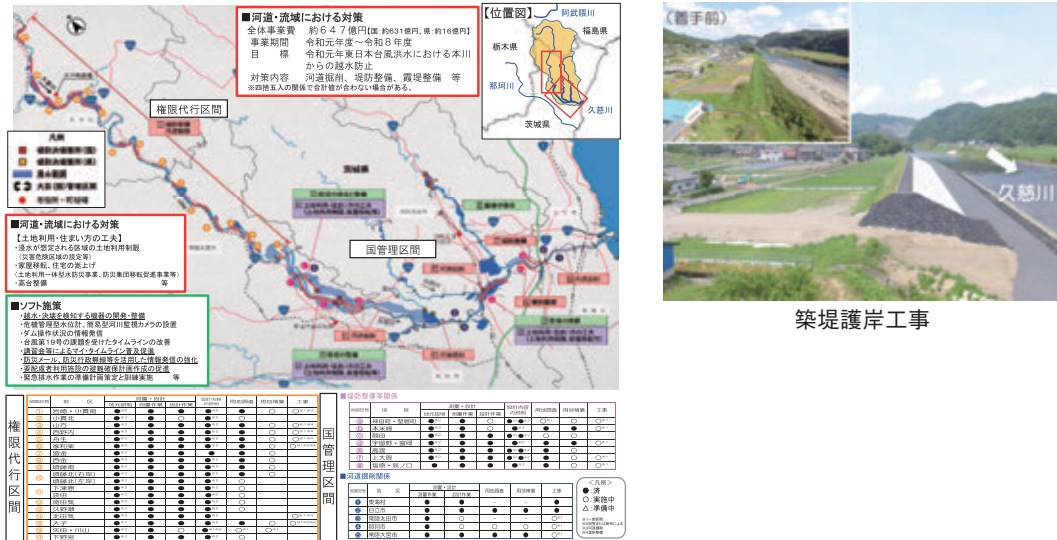
令和元年東日本台風により、首都圏で特に甚大な被害の発生した入間川流域（荒川水系）、那珂川、久慈川、多摩川の4水系では、令和2(2020)年1月より、国、都県、市区町村が連携して再度災害防止のための「緊急治水対策プロジェクト」が進められている。令和4(2022)年度は例えば、久慈川ではハード対策として堤防整備、河道掘削や霞堤の保全・整備などが実施され、ソフト対策としても越水・決壊検知機器の現地試験等が進められている（図表2-13）。

また、東京圏では内水氾濫のリスクが高く、平成28(2016)年から令和2(2020)年までの過去5年間においては、特に東京都で内水被害の占める割合が高くなっている（図表2-14）。令和

4) 水害密度：宅地等が水害により被った単位浸水面積当たりの一般資産被害額（営業停止損失分を含む）

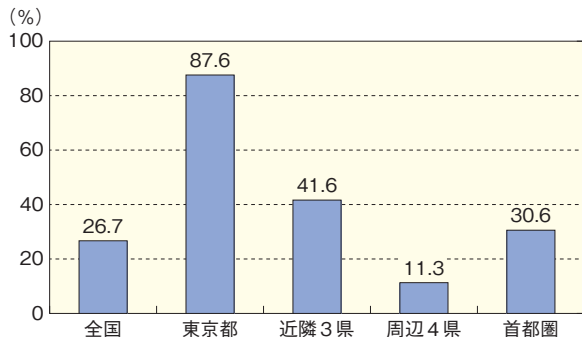
3 (2021)年度には、下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）等が改訂されるとともに、計画的かつ着実に耐水化を実施するためのロードマップが示されているほか、地方公共団体では洪水、内水の浸水想定区域内における下水道施設の耐水化計画の策定が進められている。

図表2-13 久慈川緊急治水対策プロジェクトの状況



注：詳細は、国土交通省HP <https://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00814.html>  
 資料：国土交通省

図表2-14 平成28(2016)年から令和2(2020)年までの水害被害額のうち内水被害の占める割合



資料：「水害統計」(国土交通省)を基に国土交通省国土政策局作成

**(流域治水による水災害対策)**

近年、頻発化・激甚化する水災害に対応するため、河川・下水道管理者等による治水対策に加え、国・都道府県・市町村・企業・住民等のあらゆる関係者が協働して流域全体で取り組む「流域治水」が進められている。首都圏の一級水系では13の「流域治水プロジェクト」が策定されており、築堤や河道掘削、地下調整池等の治水施設の整備を実施し、水位・雨量情報、洪水予測、災害状況把握等の防災情報の高度化を図るなど、ハード・ソフト一体となった対策が推進されている(図表2-15)。

また、令和4(2022)年に国土交通省は、水害の激甚化・頻発化を踏まえた治水対策の更なる推進や、脱炭素社会の実現に向けた取組の加速化を図るため、「ハイブリッドダム」の取組<sup>5)</sup>

5) ダムを活用し、「治水機能の確保・向上」「カーボンニュートラル」「地域振興」の3つの政策目標の実現を図るもの



を進めていくこととした。この取組は、多様な民間企業との連携による水力発電の推進や地域振興の実現が期待されており、民間の提案等を参考に取組の方法や進め方の具体化が図られている。

図表2-15 首都圏の一級水系における流域治水プロジェクト

■流域治水プロジェクトの特徴



資料：国土交通省

(ハード・ソフト対策の状況)

洪水等へのハード対策として、例えば、国土交通省関東地方整備局が管轄する8水系(荒川、利根川、那珂川、久慈川、多摩川、鶴見川、相模川、富士川)における堤防整備率は、令和4(2022)年3月末時点で68.5%となっている(図表2-16)。特に流域に人口・資産等が集中している利根川、江戸川においては、堤防拡幅等による堤防強化対策が実施されている。

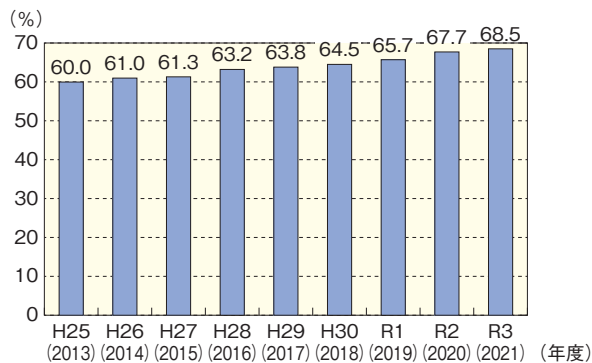
また、洪水、内水対策に加え、東京港等における高潮への対策として、河川・海岸の堤防、水門、排水機場等の整備が進められており、令和4(2022)年度には、東京都が気候変動の影響による海面上昇等を考慮し、「東京湾沿岸海岸保全基本計画[東京都区間]」を改定した。

ソフト面では、多発する水害等から身を守るため、ハザードマップ等を効果的に活用し、地域の災害リスクを適切に理解し、気象情報や地方公共団体から発令される避難情報を踏まえて、早期に避難することが重要である。また、浸水や、土砂災害などの災害ハザードエリアの指定、ハザードマップの整備も進められており、災害リスク情報の充実が図られている(図表2-17)。

さらに、国土交通省では、土地利用や住まい方の工夫、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討及び企業の立地選択など、流域治水の取り組みを推進するため、令和4(2022)年に浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した「水害リスクマップ(浸水頻度図)」を作成・公表するとともに、水害リスクマップをまとめたポータルサイトを開設した(図表2-18)。



図表2-16 国土交通省関東地方整備局が管轄する8水系の堤防整備率の推移



注1：8水系は、荒川、利根川、那珂川、久慈川、多摩川、鶴見川、相模川、富士川

注2：整備率は堤防必要区間に対する計画断面堤防区間として算出

資料：「直轄河川管理施設状況」（国土交通省）を基に国土交通省国土政策局作成

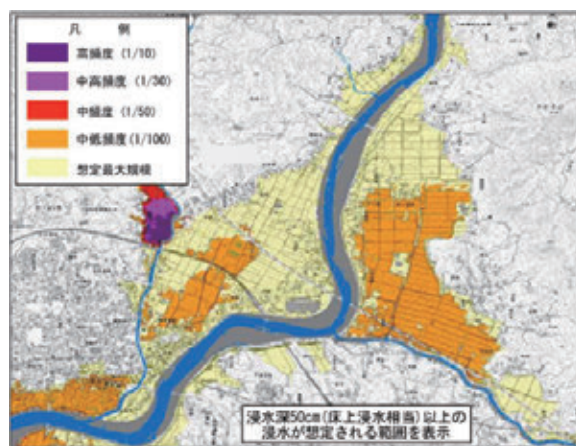
図表2-17 ハザードマップ公表状況（令和4（2022）年12月末時点）

	市区町村数	洪水	内水	高潮	津波	土砂災害	火山
茨城県	44	42	6	0	10	40	0
栃木県	25	25	4	0	0	22	3
群馬県	35	23	2	0	0	24	5
埼玉県	63	57	47	0	0	38	0
千葉県	54	49	21	5	25	41	0
東京都	62	51	38	10	9	49	3
神奈川県	33	31	13	5	15	31	1
山梨県	27	14	1	0	0	26	7
合計	343	292	132	20	59	271	19

注：公表状況は「ハザードマップポータルサイト」に登録されている市区町村数を集計

資料：「ハザードマップポータルサイト」（国土交通省HP <https://disaportal.gsi.go.jp/>）を基に国土交通省国土政策局作成

図表2-18 水害リスクマップ（浸水頻度図）



注：詳細は国土交通省HP [https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki\\_pro/risk\\_map.html](https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/risk_map.html)

資料：国土交通省

### (まちづくりによる水災害対策)

まちづくりによる水災害対策としては、流域治水関連法に基づき創設された「浸水被害防止区域」での開発規制や、都市再生特別措置法等による、災害ハザードエリアにできるだけ住まわせないための土地利用の規制等により、安全なまちづくりに向けた総合的な対策が進められている。

この対策の一環として、国土交通省では、コンパクトシティの取組において防災指針<sup>6)</sup>を先行的に作成し、都市の防災・減災対策に意欲的に取り組む「防災コンパクト先行モデル都市」を選定しており、首都圏では、ひたちなか市、宇都宮市、秩父市、厚木市が選定されている。首都圏では、令和4(2022)年12月末時点で、選定された4市を含む22市町において防災指針が立地適正化計画に位置付けられている。

また、東京ゼロメートル地帯に位置する江東5区等では、「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」(令和2(2020)年12月策定)に基づき、線的・面的につながった高台・建物群の創出による、「高台まちづくり」が進められている。モデル地区である板橋区では、令和4(2022)年9月に高台まちづくりを盛り込んだ官民連携の都市計画を決定し、地区計画では、高台広場、避難施設(緊急一時退避場所)、避難路等の整備について定めた(図表2-19)。この計画で定められた施設は、本地区で大型物流施設を開発する事業者が整備し、整備にあたっては、災害対策とあわせて、緑道の整備など開放的な広場空間の創出や地域ものづくり産業との連携などを行うことで、新たな時代のニーズに対応した多面的なまちづくりの推進が期待されている。

図表2-19 水害時に機能する高台広場のイメージ



資料：板橋区(出典：三井不動産株式会社、日鉄興和不動産株式会社)

6) 立地適正化計画の居住誘導区域等内で行う防災対策・安全確保策を定めたもの